

第8章 60歳を迎えた職員の働き方

高齢化社会への対応に配慮しつつ、職員の新陳代謝を促し、長期的な展望に立った計画的かつ安定的な人事管理を促すため、昭和60年度から地方公務員に定年制が実施されました。

平成13年度から平成25年度まで公的年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることを勘案し、60歳代前半の生活を雇用と年金により支えるという地方公務員法の改正趣旨から平成14年度に定年退職者を対象とする再任用制度を導入しました。

なお、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度から令和7年度まで、段階的に65歳に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図ることが官民共通の課題となっていました。

地方公務員については、地方公務員法に基づく技術的助言として、総務副大臣から平成25年3月29日付けで「地方公務員の雇用と年金の接続について」が示され、特別区人事・厚生事務組合からは労使協議における合意内容として、平成25年9月11日付けで「特別区職員の雇用と年金の接続への対応について」が示されました。これらを受けて区としても再任用制度の運用について見直しを図りました。

見直しの内容としては、定年退職後に無収入期間が発生しないよう、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の段階的な引き上げに合わせて、再任用職員への採用を希望した定年退職職員について、原則として再任用職員として採用する、と整理しました。

その後、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員法及び地方公務員法が改正（令和5年4月1日施行）され、国家公務員の定年引上げ等の高齢期の職員を最大限に活用するための措置が講じられることとなりました。それに基づき、令和5年度から令和13年度まで定年年齢を段階的に65歳に引き上げるほか、従来の再任用制度は令和4年度までで廃止（定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、暫定再任用制度を措置）とし、令和5年度からは役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等を行いました。

これらの制度により、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持しつつ、長年区政に携わってきた職員の豊富な経験と能力を最大限に活用し、区民サービスの向上を図ってまいります。

この章では、職員の退職状況、再任用等の現状について説明します。

1 退職

(1) 令和7年度における退職の類型

退職は定年退職、普通退職、勸奨退職等に分かれます。

① 定年退職

当該職員が62歳（医師・歯科医師は65歳）に達した日以後における最初の3月31日を迎えた場合

※定年引上げについては、106頁の「定年引上げ」を参照してください。

② 普通退職

当該職員が退職の希望を申し出て、区長が承認した場合

※令和5年度から、60歳に到達した後定年退職を迎えるまでの間に退職した人を含みます。

③ 勸奨退職

・50歳以上55歳未満、区歴25年以上の者で勸奨に応じて退職した場合

・55歳以上58歳未満（医師・歯科医師は60歳未満）、区歴20年以上の者で勸奨に応じて退職した場合

・58歳以上、60歳に達する日の前日までの者で勸奨に応じて退職した場合

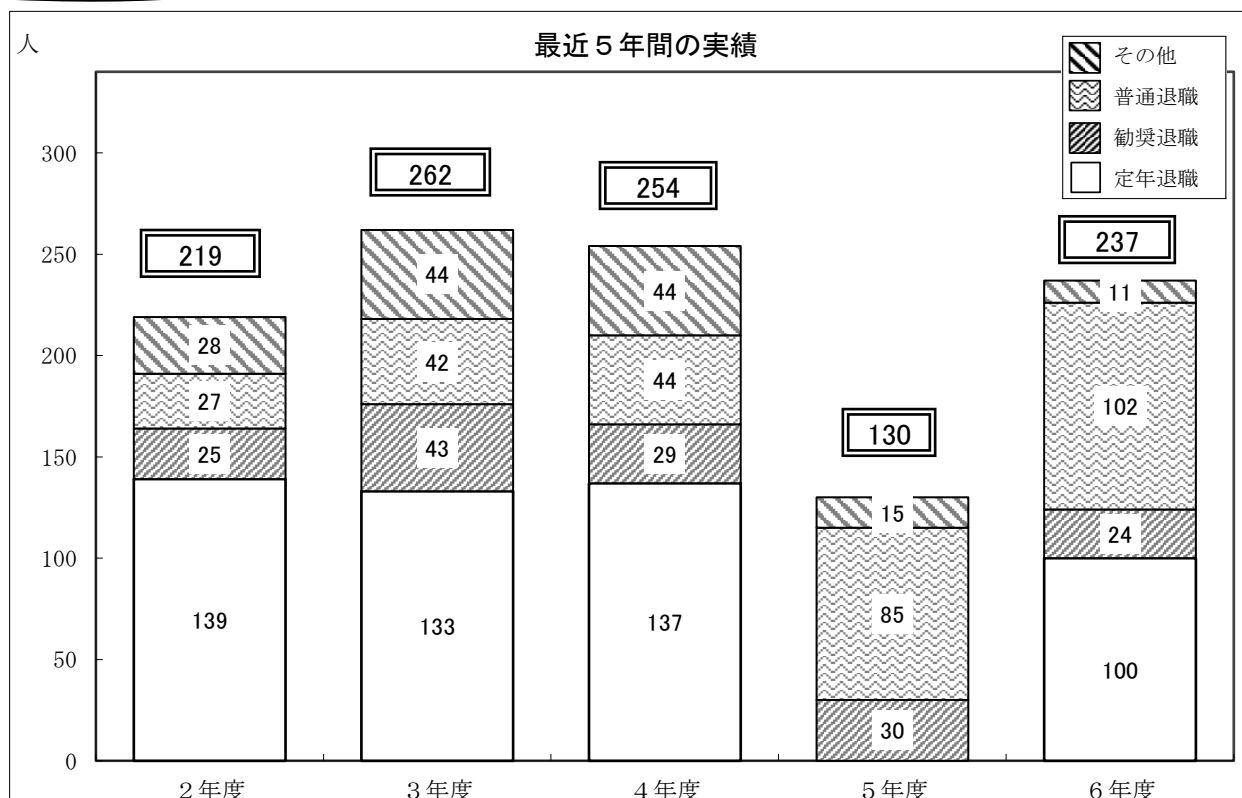
※医師・歯科医師は60歳以上で勸奨に応じて退職した場合

④ その他

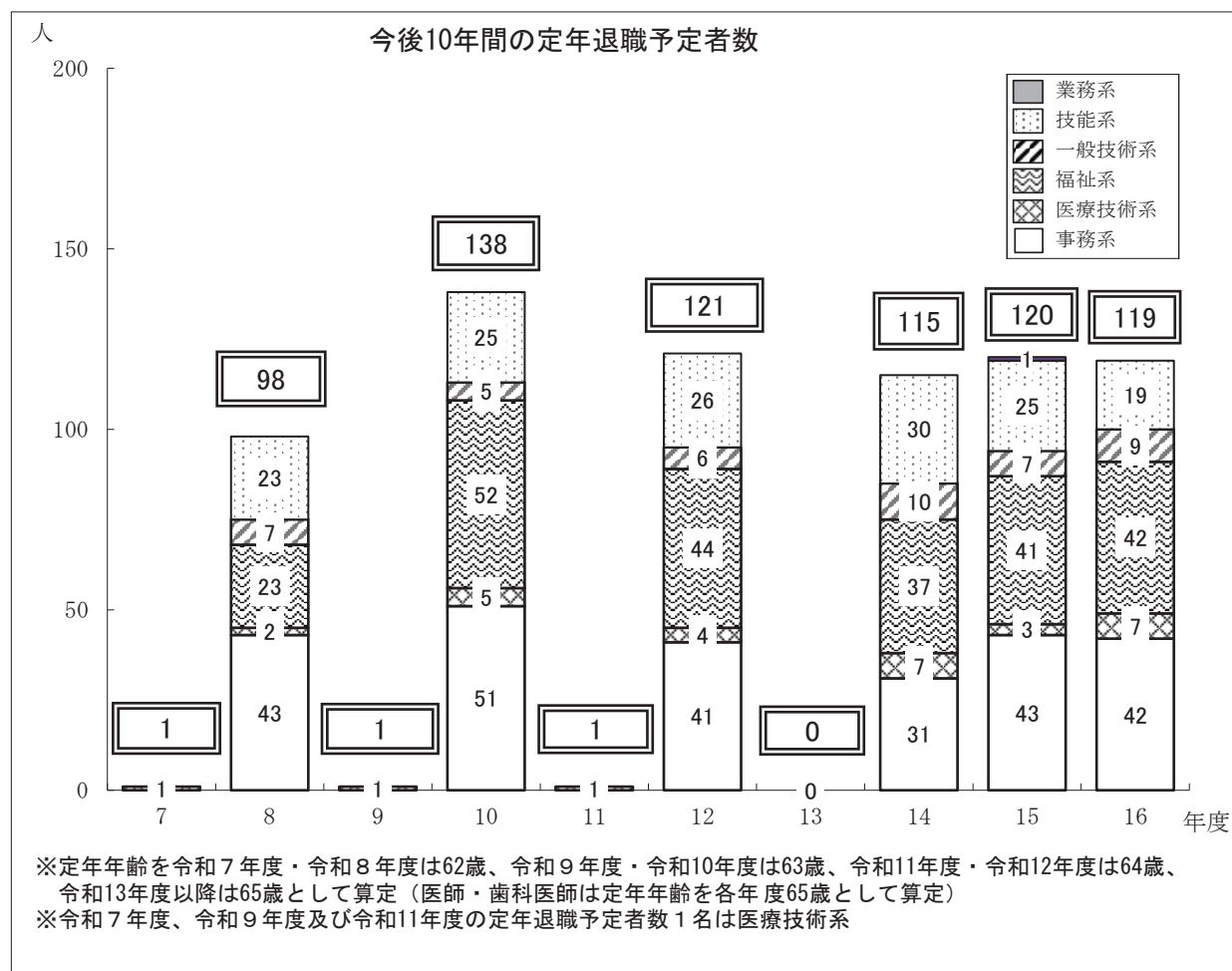
上記のほかに以下の事由で退職をする場合があります。

- ・欠格条項該当による失職
- ・任用期間の満了
- ・分限免職
- ・懲戒免職
- ・死亡退職
- ・交流転出（東京都、特別区間の人事交流に伴う転出）
- ・併任解除（他の自治体から派遣された職員が、派遣を解除された場合）

(2) 類型別退職者の推移



(3) 今後の定年退職者数の見込み



定年引上げ

地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるに伴い、定年年齢を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月に65歳となります。なお、医師・歯科医師の定年年齢は、現行65歳のままです。

ポイント

定年退職者が生じる見込みの年度では、100～140人程度の定年退職予定者数が続く見込みです。

このため、業務のノウハウの確実な継承と、行政運営のさらなる効率化を図り、区民サービスの維持・向上につながる体制づくりを進めます。

2 暫定再任用制度・定年前再任用短時間勤務制

(1) 制度の趣旨

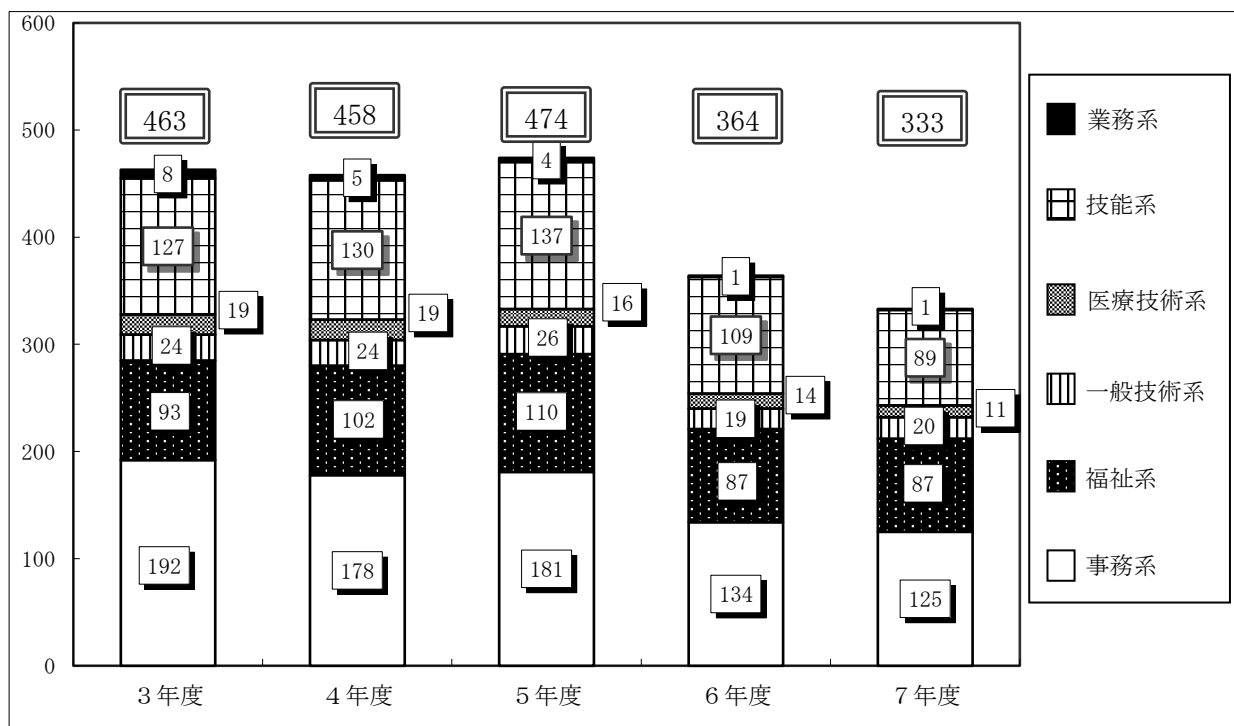
本格的な高齢社会に対応し、高齢職員の知識・経験を積極的に活用することにより、区民サービスの維持・向上と行政の効率的運営を図るとともに、年金制度の改正に合わせ、60歳代前半の生活を雇用と年金により支えるという地方公務員法等の改正の趣旨に基づき、平成14年度に高齢職員の雇用制度として導入しました。

従来の再任用制度は定年引き上げに伴い令和4年度までで廃止となりましたが、令和5年度からは経過措置として暫定再任用制度が存置されるほか、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されました。

(2) 暫定再任用職員制度及び定年前再任用短時間勤務制の概要

制 度	暫定再任用職員制度	定年前再任用短時間勤務制
根 拠	地方公務員法（令和3年法律第63号改正）令和3年改正付則 第4条、5条、6条、7条	地方公務員法第22条の4
地方公務員法上の職の位置づけ	一般職	
対象者	定年退職者等	60歳に達した日以後、定年前に退職した者
任期等	・任期は1年 ・上限年齢は65歳 ・選考により採否を決定	・任期は定年退職日相当日まで ・選考により採否を決定
職種	原則として退職時と同じ職種（職務名）に採用	
勤務時間	・雇用と年金の接続の対象者については原則、フルタイム勤務職員として採用 [雇用と年金の接続の再任用の任期] S35. 4. 2～36. 4. 1生まれ 64歳まで S36. 4. 2以降生まれ 65歳まで ・短時間勤務職員の勤務形態 週31時間（7時間45分×4日/週）	・短時間勤務職員の勤務形態 週31時間（7時間45分×4日/週）
休憩時間	定年前職員と同じ	
休暇等	・基本的には定年前職員と同様。ただしリフレッシュ休暇を除く ・育児休業、部分休業は取得できる期間が定年前職員と異なる	
給与等	給与、職務に関連する手当、旅費を支給	

**暫定再任用職員・定年前再任用短時間勤務職員数(職種別)の推移
(4年度以前は再任用職員数、5年度は暫定再任用職員数)**



ポイント

暫定再任用職員・定年前再任用短時間勤務職員は、一般職として定年前職員と同様の職務に従事し、これまで培った知識と経験を活用し、円滑かつ効率的な行政運営を確保しています。

平成26年度から、雇用と年金の接続の対象となる職員が、再任用職員への採用を希望した場合は、原則として再任用職員として採用するものとしていました。

再任用制度が廃止された令和5年度以降も、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、従来の再任用制度と同様の仕組みを措置する暫定再任用制度と、60歳に到達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制が設けられています。

医師職以外の定年年齢の引上げに伴い定年退職が2年に1回となり、令和6年度からは常勤職員を継続する者が増加したため、令和6・7年度の人数が少なくなっています。

3 管理職員の再就職状況の公表

(1) 目 的

平成 26 年 5 月に地方公務員法が改正され、地方公共団体は、職員の退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずることが規定されました。

大田区では、「職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、区を離職した管理職員等が営利企業等に再就職した場合、その状況を把握し、公表しています。

(2) 内 容

① 再就職状況の届出

管理職員等で、離職後 2 年以内に営利企業等に再就職した者は、再就職後 2 か月以内に所定の届出書を区長へ提出することとしています。

② 再就職先状況の公表

届出のあった再就職者の氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日が大田区ホームページで公表します。

○令和 7 年度に公表した再就職者情報

離職時役職	離職年月日	再就職先名称	再就職先役職	再就職年月日
産業経済部副参事 < (一社) 大田観光協会派遣 >	令和 7 年 3 月 31 日	公益財団法人 大田区産業振興協会	MICE・ 施設部長	令和 7 年 4 月 1 日
福祉部副参事 < (社福) 大田区社会福祉協議会派遣 >	令和 7 年 3 月 31 日	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	事務局長	令和 7 年 4 月 1 日
福祉部調布地域福祉課長	令和 7 年 3 月 31 日	社会福祉法人 大田幸陽会	事務局次長	令和 7 年 4 月 1 日
健康政策部蒲田地域健康課長／こども家庭部蒲田こども家庭センター長兼務	令和 7 年 3 月 31 日	公益財団法人 大田区スポーツ協会	事務局次長	令和 7 年 4 月 1 日
環境清掃部副参事 < (一財) 大田区環境公社派遣 >	令和 7 年 3 月 31 日	一般財団法人 大田区環境公社	環境資源部長	令和 7 年 4 月 1 日
大田図書館長	令和 7 年 3 月 31 日	公益財団法人 大田区文化振興協会	事務局長	令和 7 年 4 月 1 日

用語説明

- ・ **管理監督者等** 管理監督職(職員の給与に関する条例(昭和26年条例第19号)第9条の2第1項に規定する管理職手当が支給される職をいう。)に就いている又は就いていた、現に職員である者(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者は除く。)をいう。
- ・ **再就職者** 退職職員で、営利企業等に再就職した者
- ・ **営利企業等** 営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)